

福生市弓道連盟会費に関する内規

第1条 本規約第11条(イ)の会費は以下のように定める。

- (1) 入会金 0円
 - (2) 会費は、一般会員、オレンジ会員、シルバー会員、特別会員に区分し以下のとおりとする。
 - ① 一般会員 600円/月
 - ② オレンジ会員 60歳以上でかつ会員経験年数1年以上を対象
年度更新時 1000円・道場利用(連盟貸切時間帯) 100円/回
 - ③ シルバー会員 75歳以上でかつ会員経験年数5年以上を対象
年度更新時 1000円・道場利用(連盟貸切時間帯) 無料
 - ④ 特別会員 連盟に多大な功労があったものを理事会で推薦し決定
永世会員として遇する ・道場利用(連盟貸切時間帯) 無料
 - (3) 学生等は(2)項①の半額とする。
 - (4) 月の途中で入会の際は、その翌月より会費を徴収する。
 - (5) (2)項①②③については当該年度末に選択(①/②/③)を可とする
2. 東京都第三地区弓道連盟登録費等およびスポーツ安全保険料等は任意加入とする。
3. 1項ならびに2項と併せて次年度会費とし、原則年度末までに会計に払い込むこととする。なお一般会員については半期払いを可とする。

第2条 払い込まれた会費の返還は行わない。

- 附 則
この内規は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成10年4月1日、一部を改正施行する。
- 附 則
この内規は、平成12年4月1日、一部を改正施行する。
- 附 則
この内規は、平成13年4月1日、一部を改正施行する。
- 附 則
この内規は、平成15年4月1日、一部を改正施行する。
- 附 則
この内規は、平成25年4月1日、一部を改正施行する。
- 附 則
この内規は、平成27年4月1日、一部を改正施行する。